

指導者派遣・育成事業 「指導者派遣制度」

【事業の目的】

県内の小規模校や遠隔地の学校（離島を含む）、指導に悩む顧問を支援し、加盟団体の活動を活性化させることで、県全体のレベル向上を目指す。

【事業の概要】

連盟が委嘱する指導者（主に連盟役員）を派遣し、指導を行う。

【指導内容（例）】

- ・個人練習、パート練習の仕方
- ・サウンドトレーニング、基礎合奏などの基本的な練習方法の指導
- ・コンクール課題曲、自由曲の指導 など

【派遣の対象】 ※いずれかに該当で可

- ① 部員が少なく、外部指導者を招くことが経済的に困難である。
- ② 遠隔地（離島を含む）のため、外部から指導を受けることがほとんどない。
- ③ 指導者（顧問）が吹奏楽の指導をできない。

【事業の期間】

- ・令和3年10月～令和4年1月末

【申込み方法と派遣決定、講師派遣までの流れ】

- ① 総会で配付する申込み用紙をFAXで時津中学校 松本宛に送信する。
申込み申込み期間 令和3年10月22日（金）～令和4年1月14日（金）
- ② 事業部会で、申込みのあった学校を確認し、講師の決定を行う。
- ③ 事業部より派遣指導を受ける学校の責任者（顧問）と講師に電話連絡を行う。
- ④ 派遣指導を受ける学校の責任者（顧問）は、講師に直接連絡をし、日程の調整を行う。責任者は、指導を受ける日程が決まり次第、時津中学校 松本に連絡する。
- ⑤ 講師による派遣指導を受ける。
- ⑥ 事業終了後、派遣指導を受けた学校の責任者（顧問）は、事業報告書をFAXで時津中学校 松本まで送信する。実施後2週間以内の提出とする。

【その他】

- ・指導者への旅費等は連盟より支給する。
- ・指導を受ける学校は謝金を支払う必要はない。
- ・1回の派遣を補助の上限とする。

FAX 095-882-1561 (時津中学校)

時津町立時津中学校
松本 公義 様

指導者派遣事業 申込み用紙

学校名	
連絡先	(学 校) — — (F A X) — — (顧問携帯) — —
顧 問	
指導を希望する理由 ※○で囲む ※複数可	1. 部員が少なく、外部指導者を招くことが経済的に困難である。 2. 遠隔地（離島含む）のため、外部指導を受けることがほとんどない。 3. 指導者（顧問）が吹奏楽の指導をできない。
部員数	名
通信欄	(相談したいことや、希望する指導内容をお書きください)

FAX 095-882-1561 (時津中学校)

時津町立時津中学校

松本 公義 様

指導者派遣事業 報告書

学校名	
顧問	
講師	
実施日	令和 年 月 日 ()
通信欄	<p>(派遣事業で受けた指導内容をご記入ください)</p> <p>(今回の派遣事業での感想を、次の①～③についてお聞かせください)</p> <p>① 自身の吹奏楽指導のスキルアップにつながったか？</p> <p>② 今後の指導法が見えてきた？</p> <p>③ 指導前に抱えていた心配や不安が解消されたか</p> <p>(気づき、感想などをお書きください)</p>